



栃木県公報

平成27年
2月13日(金)
第2655号

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定…………… 115
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 115
- 道路の区域の変更…………… 118
- 道路の供用開始…………… 118

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… 119
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更…………… 119

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）…………… 119

告 示

栃木県告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年 2月13日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
コスモ薬局大平南店	栃木市大平町新1471-4	ファーマシー中山株式会社 代表取締役 中山 克憲	平成27年 2月1日	精神通院医療
セサミ薬局泉町店	宇都宮市泉町1-26	株式会社ボニー 代表取締役 松村 聡	平成27年 2月1日	精神通院医療
セサミ薬局山本店	宇都宮市山本3-9-7	株式会社ボニー 代表取締役 松村 聡	平成27年 2月1日	精神通院医療
セサミ薬局大通り店	宇都宮市大通り4-3-8	株式会社ボニー 代表取締役 松村 聡	平成27年 2月1日	精神通院医療
セサミ薬局馬場通り店	宇都宮市馬場通り1-1-6 鱒淵ビル1F	株式会社ボニー 代表取締役 松村 聡	平成27年 2月1日	精神通院医療
WADEWADE 訪問看護ステーション	宇都宮市平松本町1208-3 ボヌール鈴木106	yoboiryo株式会社 代表取締役 川上 智之	平成27年 2月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第44号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成27年2月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の(1)の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所	
	年 月 日	時 間		
野 木 町	平成27年5月11日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	野木町丸林571 野木町役場	
栃 木 市	平成27年5月12日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市岩舟町静5133-1 栃木市役所岩舟総合支所会議室棟 第1会議室	
	平成27年5月13日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市藤岡町藤岡810 栃木市藤岡公民館	
	平成27年5月14日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市大平町西山田1771-3 かかしの里	
	平成27年5月15日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで		
	平成27年5月18日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市大平町富田558-11 栃木市大平まちづくり交流センター	
	平成27年5月19日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市旭9-7 栃木市栃木第四地区コミュニティセン ター	
	平成27年5月20日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市今泉町2-1-40 栃木市栃木保健福祉センター	
	平成27年5月21日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで		
	平成27年5月22日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市千塚町210 栃木市老人福祉センター福寿園	
	平成27年5月25日（月）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市菌部町3-13-24 栃木市水道庁舎（浄水場）	
	平成27年5月26日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで		
	平成27年5月27日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで		
		平成27年5月28日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市都賀町原宿521 栃木市都賀公民館
		平成27年5月29日（金）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	栃木市西方町本城1 栃木市西方公民館
壬 生 町		平成27年6月2日（火）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	壬生町通町12-22 壬生町役場
	平成27年6月3日（水）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	壬生町安塚1179-3 壬生町南犬飼地区公民館分館	

下野市	平成27年6月4日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市下古山1220
	平成27年6月5日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市保健福祉センターきらら館
	平成27年6月8日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市小金井1127 下野市国分寺公民館
	平成27年6月9日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	下野市田中681-1 下野市南河内公民館
上三川町	平成27年6月10日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上三川町しらさぎ1-1 上三川町役場
	平成27年6月11日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
	平成27年6月12日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
益子町	平成27年6月15日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	益子町益子2030 益子町役場
	平成27年6月16日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
茂木町	平成27年6月17日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	茂木町大字茂木1499-2 茂木駅さきょうホール
	平成27年6月18日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	
芳賀町	平成27年6月19日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	芳賀町祖母井1020 芳賀町役場
市貝町	平成27年6月22日(月)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	市貝町市塙1280 市貝町役場
野木町 栃木市 壬生町 下野市 上三川町 益子町 茂木町 芳賀町 市貝町	各区域の期日の初日から 平成27年12月25日(金) まで(土曜日、日曜日及 び国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日を除 く。)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	宇都宮市ゆいの杜1-5-64 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
野木町	平成27年6月8日(月)から同年12月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
栃木市、壬生町	平成27年6月15日(月)から同年12月25日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

下野市、上三川町	平成27年 6月22日（月）から同年12月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
益子町、茂木町	平成27年 6月29日（月）から同年12月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
芳賀町、市貝町	平成27年 7月 6日（月）から同年12月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域（宇都宮市の区域を除く。）	平成27年 5月11日（月）から同年12月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

（産業政策課）

栃木県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 2月13日から同年 3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 2月13日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 鹿沼日光線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
14	前	鹿沼市引田字堀の内1786-3 から 鹿沼市引田字堀の内1464-1 まで	12.4～16.3	42.4	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	鹿沼市引田字堀の内1786-3 から 鹿沼市引田字堀の内1464-1 まで	12.4～16.3	42.4	
	後B	鹿沼市引田字堀の内1786-3 から 鹿沼市引田字堀の内1464-1 まで	6.1～12.0	49.1	

栃木県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年 2月13日から同年 3月16日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 2月13日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
325	主要地方道 宇都宮船生高德線	日光市塩野室町2107-200から 日光市塩野室町2107-209まで	平成27年 2月13日

（道路保全課）

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成27年2月13日

栃木県知事 福田 富一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成27年2月4日	特定非営利活動法人科学オリンピック教室	岩崎 進	栃木県芳賀郡芳賀町大字上延生440番地	この法人は、日本に居住する小学生及び中学生に対して、ある科学的分野において開かれている国際コンテストに挑戦できるように、小学生及び中学生に対して教室の開催、また情報提供などを行い、科学好きの裾野を広げるとともに未知の分野に挑戦する探究心や創造性に優れた人材を育成することを目的とする。	平成27年4月3日

(県民文化課)

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成27年2月13日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成27年1月1日	佐野市植上町1353-2 フランボワーズF102 栃木県行政書士会車庫証明申請佐野センター	佐野市若松町388 栃木県行政書士会車庫証明申請佐野センター	栃木県行政書士会

(会計局会計管理課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年2月13日

とちぎりハビリテーションセンター 所長 星 野 雄 一

1 入札に付する事項

- 委託業務件名 とちぎりハビリテーションセンター清掃業務委託 一式
- 委託業務内容 入札説明書による。
- 履行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 履行場所 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、清掃の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成27年3月27日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により同項第1号又は第8号に掲げる事業に係る栃木県又は宇都宮市の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に掲げる基準に適合する者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎりハビリテーションセンター総務企画課
電話028 (623) 6101
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所 平成27年2月13日から同年3月25日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年3月27日午前10時 とちぎりハビリテーションセンター3階大会議室（ただし、郵送による入札書の受領期限及び提出場所は、同月26日午後4時とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他 入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年2月13日から同年3月25日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）

イ 確認結果の通知 平成27年3月26日までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他
ア 入札の変更等 平成27年度栃木県一般会計予算及び平成27年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required:
Contract for cleaning of Tochigi Rehabilitation Center Building, 1 set
- (2) Time and Date of Bidding:
10:00 a.m., 27 March, 2015
- (3) Contact point for the notice:
General Affairs and Planning Division,
Tochigi Rehabilitation Center
3337-1 Komanyu-machi, Utsunomiya, Tochigi 320-8503 Japan
TEL 028-623-6101

(障害福祉課)